



あなたの作品を 展示しませんか

展示作品を募集しますので、日頃の文化活動の発表の場としてご利用ください。

- 展示期間** 令和8年10月から令和9年3月までのうち1か月間
※展示期間には、準備・撤去日を含む ※使用者は1か月につき1個人（1団体）、年度内（4月～3月）で1か月または1回の利用に限る（複数回の利用不可）
- 展示場所** 東区役所1階 会議室前壁面
- 展示できる作品** ピクチャーレールで展示できる、絵画・書・写真・版画・俳句等の創作作品（団体などの活動紹介も可）
※吊り下げて展示できない作品や、壁面からはみだすものは不可
※展示作品1点の重さは15kgまで（ピクチャーレールは18本まで貸与）
※営利目的や宗教・政治及び選挙活動に係るもの、特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの、公序良俗に反するもの、その他市が不適切と判断する内容が含まれるものは不可
- 使用できる方** 東区内に在住・通勤・通学している個人、区内で活動している団体
※応募者多数の場合、抽選にて使用者を決定します（詳細は裏面参照）
- 使用料** 無料 ※作品の搬入・搬出および展示にかかる費用は使用者の負担
- 申し込み** 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）までに東区地域課 産業文化振興室へ使用申込書を提出（郵送・メール可）
※使用申込書は、下記窓口で配布するほか東区ホームページからダウンロードいただけます
※メールの場合、件名「東区ギャラリー使用申込み」として送付ください
- その他** 注意（承諾）事項は、裏面の内容を必ずご確認ください。
※全ての事項に承諾いただけない場合、応募の受付ができません

HPはこちらから



注意（承諾）事項等

注意（承諾）事項

<p>・市は、展示中の作品の汚損、盗難、事故等についての責任は一切負いません。 作品保全や事故のための必要な保険等は、使用者が予め対応してください。</p>
<p>・施設管理の都合により、展示決定後に展示期間の短縮等をお願いする場合があります。 その場合は、市からのお願いに必ず対応してください。</p>
<p>・展示物の設置、撤去の作業は使用者の責において、使用者にて行ってください。 作業の際は、他の館内利用者の安全を確保したうえで行ってください。</p>
<p>・作品展示（装飾含む）は、壁や天井への釘打ち、粘着テープ等による貼り付け（直接 工作）、床置きによる展示はできません。 ※必ず、備え付けのピクチャーレール（18本以内）を使用し、展示作品1点の重さは 15kg以内で展示してください。</p>
<p>・施設の破損や汚損があった場合は、東区地域課と相談の上、使用者の責において原状 回復を行ってください。</p>
<p>・営利目的や宗教・政治及び選挙活動に係るもの、特定の個人・団体等を誹謗中傷する もの、公序良俗に反するもの、その他市が不適切と判断する内容が含まれるものの展示 はできません。</p>
<p>・著作権・肖像権の問題や、盗作・類似作品等を含め問題が生じないよう使用者の責任に おいて留意するとともに、当該事案に関する訴訟等には市は一切関知しません。</p>
<p>・展示作品について、区だよりや市ホームページ、東区公式インスタグラム等に掲載する 場合があります。</p>
<p>・注意（承諾）事項を守らないなど、本ギャラリーの運営に支障をきたす使用者がいた 場合、東区ギャラリーを閉鎖することがあります。</p>

使用希望月が重複した場合の抽選方法について

<p>① 「第1希望月」に重複がない使用申込者 ・希望通りに「使用者」として決定します。</p>
<p>② 「第1希望月」に重複がある（応募者多数）の使用申込者 ◆以下の方法により抽選にて使用者を決定します◆ A：表計算ソフトのランダム関数により降順で申込（重複）者の決定順を決定 B：Aの決定順に従い使用月を決定 （第6希望月まで全ての使用月が既に決定している場合は、使用月の決定ができない ため、未決定とします。）</p>

郵送・メールでの提出について

<p>郵送の場合：【宛先】〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 新潟市東区役所 地域課 産業文化振興室</p>
<p>メールの場合：【宛先】chiiki.e@city.niigata.lg.jp （件名を「東区ギャラリー使用申込み」としてください）</p>